

○筑波大学大学院学生の休学等の身分異動に係る手続に関する法人細則

平成17年7月7日
法人細則第21号

改正 平成23年法人細則第26号

平成24年法人細則第15号

令和 元年法人細則第10号

筑波大学大学院学生の休学等の身分異動に係る手続に関する法人細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。以下「大学院学則」という。）第53条第2項及び第59条の規定に基づき、休学、復学、転学、留学及び退学の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(休学)

第2条 大学院学則第53条第1項の規定により休学（大学院学則第54条第1項の規定により休学期間を延長する場合を含む。）しようとする学生は、学術院長（グローバル教育院に置く学位プログラムにあっては教育院長）（以下「学術院長等」という。）に対し休学願を提出しなければならない。この場合において、学生は、あらかじめ、指導教員の指導助言を受けなければならない。ただし、学生が、やむを得ない事情により指導教員の指導助言を受けられないときは、この限りでない。

2 休学の事由が疾病であるときは、前項本文の休学願には、医師の診断書を添えなければならない。

3 学術院長等は、第1項の休学願が提出されたときは、学術院運営委員会（グローバル教育院に置く学位プログラムにあっては教育院会議）（以下「学術院運営委員会等」という。）の議を経て、休学の許可又は不許可を決定する。

4 学術院長等は、休学を許可したときは、休学許可書を交付するものとする。

(休学の命令)

第3条 大学院学則第53条第2項の規定により学術院長等が休学を命ずる場合は、医師の診断に基づき、学術院運営委員会等の議を経るものとする。

2 学術院長等は、休学を命じる場合は、当該学生に対し、理由及び休学を命じる期間を記載した文書を交付するものとする。

(復学)

第4条 大学院学則第55条の規定により復学しようとする学生は、あらかじめ、指導教員の指導助言を受け、休学の事由が疾病の場合は医師の診断書を添えて、復学願を学術院長等に提出しなければならない。

- 2 学術院長等は、前項の復学願が提出されたときは、学術院運営委員会等の議を経て、復学の許可又は不許可を決定する。
- 3 学術院長等は、復学を許可する場合は、当該学生に対し、復学許可書を交付するものとする。
- 4 学生は、休学期間が終了し、復学するときは、指導教員の確認を得て復学届を学術院長等に提出しなければならない。この場合において、休学の事由が疾病であるときは医師の診断書を添えるものとする。

(転学)

- 第5条 大学院学則第56条の規定により他の大学の大学院へ入学又は転入学を志願しようとする学生は、あらかじめ、指導教員の指導助言を受け、他の大学の大学院の受験許可願を学長に提出しなければならない。
- 2 学長は、前項の受験許可願が提出されたときは、学術院運営委員会等の議を経て、受験許可書を交付するものとする。
 - 3 前項の許可を受けた学生が、他の大学の大学院へ入学又は転入学する場合は、第7条に規定する退学の手続をとらなければならない。

(留学)

- 第6条 大学院学則第57条第1項の規定に基づき学生が留学しようとするときの手続は、国立大学法人筑波大学大学院学生以外の大学の大学院における授業科目の履修等に関する法人細則（平成17年法人細則第19号）の定めるところによるものとする。

(退学)

- 第7条 大学院学則第58条の規定により退学しようとする学生は、あらかじめ、指導教員の指導助言を受け、退学願を学長に提出しなければならない。
- 2 学長は、前項の退学願が提出されたときは、学術院運営委員会等の議を経て、退学許可書を交付するものとする。

(様式)

- 第8条 第2条から前条までに規定する願書及び許可書その他の書類の様式は、別に定める。

附 則

- 1 この法人細則は、平成17年7月7日から施行する。
- 2 この法人細則の施行の際現に休学又は留学している者は、この法人細則の規定により休学又は留学を許可されたものとみなす。

附 則（平23.9.29法人細則26号）

この法人細則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平24.4.17法人細則15号）

この法人細則は、平成24年4月17日から施行し、改正後の筑波大学大学院学生の休学等の身分異動に係る手続きに関する法人細則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（令元.12.26法人細則10号）

（施行期日）

1 この法人細則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第15号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科及び当該研究科の研究科長に係る第2条第1項、第3項及び第4項、第3条、第4条、第5条第2項並びに第7条第2項の規定の適用については、この法人細則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。